

# 兵庫県公報

平成29年5月31日 水曜日 号外

発行人  
兵 庫 県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

- 監査委員公告 ▽ △  
○ 行政監査の結果について ..... 1

## 監査委員公告

平成29年5月31日

### 兵庫県監査委員

藤川泰延  
平野正幸  
上田良介  
北条やすづぐ

### 行政監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成28年4月から29年3月までの間に実施した行政監査の結果を次のとおり公表する。

# 行政監査報告書

## 目 次

<b>第1 監査の概要</b> .....	3
1 監査のテーマ.....	3
2 監査の趣旨.....	3
3 監査の対象.....	3
4 実施方法.....	3
5 監査の主な着眼点.....	4
6 実施時期.....	4
<b>第2 監査の結果</b> .....	5
1 公用車の保有状況等について.....	5
(1) 公用車の保有状況.....	5
(2) 公用車の経過年数.....	5
(3) 公用車の使用状況.....	6
(4) 稼働状況が50日未満の公用車の状況.....	9
(5) 県民局等で集中管理している公用車.....	9
(6) 公用車の台数見直し.....	10
(7) 公用車（リース車両）のリース料.....	11
2 交通安全対策等について.....	12
(1) 交通事故の発生状況.....	12
(2) 公用車に係る亡失等報告書の提出状況.....	13
(3) 交通事故防止の取組状況.....	14
(4) 安全運転管理者等の選任状況.....	15
(5) 法定点検の実施状況.....	15
(6) 任意保険の加入状況.....	16
3 低公害車の導入状況等について.....	16
(1) 低公害車の導入状況.....	16
(2) 低公害車の導入手続等.....	17
4 事務処理上の不備について.....	17
(1) 公用車の処分決定等に係る手続.....	17
(2) E T C カードの管理.....	17
(3) 亡失等報告書の提出.....	17
(4) 法定点検の実施.....	18
(5) 任意保険の加入手続.....	18
<b>第3 意見（留意・改善・要望事項）</b> .....	19
1 公用車の適正配置について.....	19
2 県民局等集中管理車両の活用について.....	19
3 リース車両の更新基準について.....	19
4 交通事故の防止について.....	19
5 亡失等報告書の提出について.....	19
6 法定点検の実施について.....	20
7 任意保険の加入手続について.....	20
<b>資料編</b> .....	21

## 第1 監査の概要

### 1 監査のテーマ

「公用車の管理について」

### 2 監査の趣旨

公務の迅速かつ効率的・機動的な推進に資するため、本庁及び地方機関に多数の公用車が配置され、維持管理等に多額の経費を要している。厳しい財政状況の下、行財政構造改革を推進している中で、公用車のより一層の適切な管理や効率的な使用を図ることが求められている。

しかしながら、定期監査において、公用車の稼働状況が低調な事例や、交通事故等により公用車を損傷している事例が数多く見受けられる。

このため、公用車の管理の実態を把握・分析することにより、公用車の適切な管理、効率的な使用及び適切な交通安全対策を促進するとともに、経費節減、事務改善の推進等に資することを目的として行政監査を実施した。

### 3 監査の対象

#### (1) 監査対象

平成27年度末現在で知事部局に属する本庁の課室及び地方機関が管理している公用車を監査対象とした。

#### (2) 監査対象機関

監査の対象とした本庁の部局及び地方機関等は、次表のとおりである。

区分	機関名
本庁	企画県民部、健康福祉部、産業労働部、農政環境部、県土整備部
県民局等	神戸県民センター、阪神南県民センター、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局、丹波県民局、淡路県民局
県民局等に属しない 地方機関	<p>【企画県民部所管】 兵庫陶芸美術館、東京事務所、広域防災センター</p> <p>【健康福祉部所管】 県立健康生活科学研究所、中央こども家庭センター、西宮こども家庭センター、川西こども家庭センター、姫路こども家庭センター、豊岡こども家庭センター、県立明石学園、食肉衛生検査センター、動物愛護センター</p> <p>【産業労働部所管】 県立ものづくり大学校、県立但馬技術大学校、県立神戸高等技術専門学院、県立工業技術センター</p> <p>【農政環境部所管】 県立農林水産技術総合センター、姫路家畜保健衛生所、和田山家畜保健衛生所、淡路家畜保健衛生所、森林動物研究センター</p> <p>【県土整備部所管】 県立淡路景観芸学校</p>

なお、平成29年1月1日に、和田山家畜保健衛生所は朝来家畜保健衛生所に改称した。

### 4 実施方法

監査対象機関から事前調査票の提出を求めるとともに、現地調査及びヒアリングを実施した。

**5 監査の主な着眼点**

- (1) 公用車の管理は適切に行われているか。
- (2) 公用車が効率的に使用されているか。
- (3) 公用車の配置及び更新は適切に行われているか。
- (4) 公用車の点検・整備等は適切に行われているか。
- (5) 交通安全対策等が適切に行われているか。

**6 実施時期**

平成28年4月から29年3月まで

## 第2 監査の結果

## 1 公用車の保有状況等について

## (1) 公用車の保有状況

今回監査対象とした公用車の保有状況は、表1のとおりである。

表1-1 公用車の保有状況（貸付車両を含む。）[平成28年3月末現在]

区分	普通自動車				小型自動車			軽自動車			特種用途自動車	特殊自動車	合計
	乗用	貨物	乗合	小計	乗用	貨物	小計	乗用	貨物	小計			
本 庁	台 24	台 2	台 3	台 29	台 23	台 23	台 46	台 1	台 19	台 20	台 20	台 1	台 116
うち県有	5	2	3	10	6	9	15	1	8	9	18	1	53
うちリース	19			19	17	14	31		11	11	2		63
地方機関	25	15	6	46	75	673	748	150	201	351	181	66	1,392
うち県有	13	15	3	31	13	303	316	26	72	98	165	66	676
うちリース	12		3	15	62	370	432	124	129	253	16		716
合 計	49	17	9	75	98	696	794	151	220	371	201	67	1,508
うち県有	18	17	6	41	19	312	331	27	80	107	183	67	729
うちリース	31		3	34	79	384	463	124	140	264	18		779

(注) 貸付けしている車両を含め、県が所有・リースする全ての公用車を対象に集計した。

表1-2 公用車の保有状況（貸付車両を除く。）[平成28年3月末現在]

区分	普通自動車				小型自動車			軽自動車			特種用途自動車	特殊自動車	合計
	乗用	貨物	乗合	小計	乗用	貨物	小計	乗用	貨物	小計			
本 庁	台 18	台	台	台 18	台 16	台 2	台 18	台	台 3	台 3	台 4	台	台 43
うち県有	3			3	2		2		1	1	2		8
うちリース	15			15	14	2	16		2	2	2		35
地方機関	25	14	6	45	71	662	733	149	186	335	159	12	1,284
うち県有	13	14	3	30	9	292	301	25	60	85	144	12	572
うちリース	12		3	15	62	370	432	124	126	250	15		712
合 計	43	14	6	63	87	664	751	149	189	338	163	12	1,327
うち県有	16	14	3	33	11	292	303	25	61	86	146	12	580
うちリース	27		3	30	76	372	448	124	128	252	17		747

(注) 表1-1から貸付けしている車両を除いて、県が直接使用する公用車を対象に集計した。

監査対象の公用車は、業務委託先等の関係団体等に貸付けしている車両を含めて合計1,508台である。このうち本府で116台、地方機関で1,392台を保有している。種別ごとでは、小型自動車が794台と最も多く、次いで軽自動車の371台となっており、これら2種別で全体の8割近くを占めている。

貸付けしている車両を除いて、県が直接使用する公用車は、合計1,327台（本府43台、地方機関1,284台）である。

なお、特種用途自動車の主なものは土木事務所の道路パトロール車、道路維持作業車等、特殊自動車の主なものは土木事務所の除雪車等である。

## (2) 公用車の経過年数

公用車の初年度登録からの経過年数の状況は、表2のとおりである。

表2 公用車の経過年数〔平成28年3月末現在〕

区分	5年未満	うち3年未満	うち3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上	合計	平均経過 年数
	台(%)	台(%)	台(%)	台(%)	台(%)	台(%)		
本 庁	42(36.2)	18(15.5)	24(20.7)	24(20.7)	30(25.9)	20(17.2)	116	8年11月
うち県有	3(5.7)	2(3.8)	1(1.9)	14(26.4)	16(30.2)	20(37.7)	53	13年2月
うちリース	39(61.9)	16(25.4)	23(36.5)	10(15.9)	14(22.2)		63	5年4月
地方機関	544(39.1)	322(23.1)	222(15.9)	390(28.0)	321(23.1)	137(9.8)	1,392	7年6月
うち県有	131(19.4)	70(10.4)	61(9.0)	195(28.8)	216(32.0)	134(19.8)	676	10年2月
うちリース	413(57.7)	252(35.2)	161(22.5)	195(27.2)	105(14.7)	3(0.4)	716	5年0月
合 計	586(38.9)	340(22.5)	246(16.3)	414(27.5)	351(23.3)	157(10.4)	1,508	7年8月
うち県有	134(18.4)	72(9.9)	62(8.5)	209(28.7)	232(31.8)	154(21.1)	729	10年5月
うちリース	452(58.0)	268(34.4)	184(23.6)	205(26.3)	119(15.3)	3(0.4)	779	5年1月

(注) 1 貸付けしている車両を含め、県が所有・リースする全ての公用車を対象に集計した。

2 括弧書には、当該区分に該当する公用車の構成比を記載した。

3 構成比は、端数計算の関係で、合計が100%とならない場合がある。

経過年数別に見ると、最も多いのが経過年数5年未満で、次いで多いのが5年以上10年未満となっている。一方で、経過年数15年以上の公用車が157台あり、最長は本庁産業労働部所管（公益財団法人兵庫丹波の森協会へ貸出し）の28年、貸付けしている車両を除く県が直接使用する公用車の中での最長は森林林業技術センター所管の26年4月となっている。

平成22年度から公用車の調達は原則メンテナンスリースによることとなり、リース車両の経過年数は5年未満が過半数を占めている。

なお、公用車の現行の更新基準は次表のとおりであるが、この更新基準を超えて保有している公用車（乗用自動車及び貨物自動車）は、113台（県有車両85台、リース車両28台）ある。更新基準は公用車の調達が原則メンテナンスリースによることとなった後も改正されておらず、県有車両、リース車両に共通する基準となっている。

#### (参考) 公用車の更新基準

区分	更新基準
軽乗用自動車	11年経過かつ6万km走行。ただし、年数要件なく11万km走行で更新
普通・小型乗用自動車	11年経過かつ10万km走行。ただし、年数要件なく13万km走行で更新
軽貨物自動車	10年経過かつ6万km走行。ただし、年数要件なく11万km走行で更新
普通・小型貨物自動車	11年経過かつ10万km走行。ただし、年数要件なく13万km走行で更新

(注) 1 上記基準のほか、特殊自動車、道路パトロール車、動物愛護管理車等については別途の基準がある。

2 安全性等に問題がある車両については、更新基準にかかわらず早期の更新を行う。

#### (3) 公用車の使用状況

年間稼働日数で見た使用状況は、表3のとおりである。

表3 公用車の年間稼働日数〔平成27年度〕

区分	50日未満	50日以上 100日未満	100日以上 150日未満	150日以上 200日未満	200日以上	合計	平均年間 稼働日数
本 庁	台(%) 6(14.0)	台(%) 5(11.6)	台(%) 5(11.6)	台(%) 18(41.9)	台(%) 9(20.9)	台 43	日 152.4
地方機関	160(12.5)	243(18.9)	394(30.7)	320(24.9)	167(13.0)	1,284	135.4
合 計	166(12.5)	248(18.7)	399(30.1)	338(25.5)	176(13.3)	1,327	136.0

- (注) 1 貸付けしている車両を除いて、県が直接使用する公用車を対象に集計した。このため、用途上使用日数が少ない除雪車等の特殊自動車等の大部分は除かれている。
- 2 括弧書には、当該区分に該当する公用車の構成比を記載した。
- 3 構成比は、端数計算の関係で、合計が100%とならない場合がある。
- 4 平均年間稼働日数は、1年間を通して保有していた車両を対象とし、経過年数1年未満の公用車（平成27年度に調達した車両）を除いて集計した。

全体の平均年間稼働日数は、136.0日である。年間稼働日数100日以上150日未満が最も多く、次いで150日以上200日未満となっていて、これらで全体の半数以上となっている。一方で、年間稼働日数が100日未満の公用車も全体の30%程度を占めている。

次に、年間走行距離で見た使用状況は、表4のとおりである。

表4 公用車の年間走行距離〔平成27年度〕

区分	1千km未満	1千km以上 5千km未満	5千km以上 1万km未満	1万km以上 2万km未満	2万km以上 3万km未満	3万km以上	合計	平均年間 走行距離
本 庁	台(%) 4(9.3)	台(%) 6(14.0)	台(%) 4(9.3)	台(%) 23(53.5)	台(%) 6(14.0)	台(%) 43	台 13,206.2	km
地方機関	84(6.5)	456(35.5)	481(37.5)	192(15.0)	26(2.0)	45(3.5)	1,284	8,029.7
合 計	88(6.6)	462(34.8)	485(36.5)	215(16.2)	32(2.4)	45(3.4)	1,327	8,205.0

- (注) 1 貸付けしている車両を除いて、県が直接使用する公用車を対象に集計した。
- 2 括弧書には、当該区分に該当する公用車の構成比を記載した。
- 3 構成比は、端数計算の関係で、合計が100%とならない場合がある。
- 4 平均年間走行距離は、1年間を通して保有していた車両を対象とし、経過年数1年未満の公用車（平成27年度に調達した車両）を除いて集計した。

全体の平均年間走行距離は、8,205.0kmである。年間走行距離5千km以上1万km未満のものが最も多く、これに1万km以上2万km未満のものを併せて全体の半数以上となっている。一方で、年間走行距離が5千km未満の公用車も全体の40%程度を占めている。

参考として、過去に他県で実施された同テーマの行政監査結果における公用車の使用状況を、次表のとおり記載した。各調査の対象年度、対象機関、対象車両（種別・用途）等が一致しないため単純に比較はできないものの、本県の公用車の使用状況は、決して多いとはいえない。

#### (参考) 他県の公用車の使用状況

県名	平均年間稼働日数	平均年間走行距離	対象年度
秋田県	日 144	km 9,469	平成12年度
宮城県	134	6,995	15年度
徳島県	158	8,803	22年度

長崎県	156	データなし	22年度
高知県	166	10,195	23年度
宮崎県	159	8,802	23年度
沖縄県	143	データなし	24年度
千葉県	129	6,569	25年度
石川県	153	8,764	26年度
兵庫県	136	8,205	27年度

- (注) 1 上記データ（兵庫県以外）は、各県が公表している行政監査結果報告書から抜粋した。ただし、長崎県、高知県、千葉県及び石川県の平均年間稼働日数は、行政監査結果報告書に記載の平均稼働率と対象年度の開庁日から算出した。
- 2 秋田県については小型貨物自動車のみのデータ、沖縄県については県有車両のみのデータ（リース・レンタル車両を含まない。）、石川県については地方機関のみのデータである。
- 3 宮城県、徳島県、長崎県及び沖縄県は、集計対象として年度途中に調達、廃車等した公用車を含むかどうかを明示していない。その他の県は集計対象に含めていない。

また、公用車の年間稼働日数、年間走行距離を経過年数別に集計すると、表5、6のとおりである。

表5 経過年数別平均年間稼働日数〔平成27年度〕

区分	経過年数					
	5年未満	うち3年未満	うち3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上
本 庁	日 174.7	日 180.2	日 171.7	日 127.0	日 78.2	日
地方機関	157.8	153.3	162.1	140.6	119.5	87.8
合 計	158.9	154.7	162.9	140.3	118.7	87.8

- (注) 1 1年間を通して保有していた車両を対象とし、経過年数1年未満の公用車（平成27年度に調達した車両）を除いて集計した。

- 2 貸付けしている車両を除いて、県が直接使用する公用車を対象に集計した。

表6 経過年数別平均年間走行距離〔平成27年度〕

区分	経過年数					
	5年未満	うち3年未満	うち3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上
本 庁	km 15,166.3	km 14,531.9	km 15,518.8	km 12,022.4	km 5,440.3	km
地方機関	11,550.0	10,893.0	12,177.0	8,110.0	5,176.4	3,624.8
合 計	11,795.2	11,076.8	12,456.8	8,183.6	5,181.6	3,624.8

- (注) 1 1年間を通して保有していた車両を対象とし、経過年数1年未満の公用車（平成27年度に調達した車両）を除いて集計した。

- 2 貸付けしている車両を除いて、県が直接使用する公用車を対象に集計した。

年間稼働日数についても年間走行距離についても、経過年数の長いものほど低調な傾向となっている。

なお、経過年数の長い車両の中には、走行中にエンストが発生し、危険なことから以後は使用を中断の上、今後の取扱いを検討中というものがあった。当該車両は、20年経過しており、マニュアル車でありエンジンも不調のため以前から使用状況が低調であったが、走行距離が更新基準を満たしていない等として更新されていなかった。このような車両は安全面からも問題があるので、状況に応じ廃車や適切な車両更新が必要と考えられる。

## (4) 稼働状況が50日未満の公用車の状況

定期監査において使用日数が著しく少ないもの（正当な理由がある場合を除く。）として指導の対象としている年間稼働日数が50日未満（おおむね週1日未満の稼働日数）の公用車について、その理由を表7のとおり集計した。

表7 年間稼働日数が50日未満の公用車の状況〔平成27年度〕

区分	年度後半に配車され使用可能日数が少なかった	特殊自動車等で用途が限られる	型式が古く運転しにくい	マニュアル車のため運転できる者が限られる	その他	合計
本 庁	台 2	台 1	台	台	台 3	台 6
地方機関	61	64	11	5	19	160
合 計	63	65	11	5	22	166

（注）貸付けしている車両を除いて、県が直接使用する公用車を対象に集計した。

一定のやむを得ない理由があるものといえる「年度後半に配車され使用可能日数が少なかった」（63台）、「特殊自動車等で用途が限られる」（65台）、「型式が古く運転しにくい」（11台）及び「マニュアル車のため運転できる者が限られる」（5台）が、全体の86.7%を占めている。「その他」（22台）についても、リコールの修理対応が完了するまで使用を控えたもの、交通の不便な場所にある事務所に1台だけ配置されている車両で業務上これ以上減車できないもの等やむを得ない理由があるものが多い。

また、「型式が古く運転しにくい」、「マニュアル車のため運転できる者が限られる」及び「その他」の計38台中17台が、既に後記(6)の公用車の台数見直しで減車の予定となっている。

## (5) 県民局等で集中管理している公用車

県民局等（県民局及び県民センターをいう。以下同じ。）で集中管理している公用車（特定の事務所に配置するのではなく、県民局等の総務担当部署で集中管理し、県民局等内部の各事務所の相互利用に供している公用車）の稼働状況は、表8のとおりである。

表8 県民局等で集中管理している公用車の稼働状況〔平成27年度〕

県民局等	台数	平均年間稼働日数	平均年間走行距離	平均経過年数
神戸県民センター	台 2	日 73.0	km 2,521.5	13年10月
阪神南県民センター	3	57.3	1,683.7	16年3月
阪神北県民局	3	165.7	7,263.7	8年9月
東播磨県民局	5	172.4	5,893.0	9年6月
北播磨県民局	5	88.6	3,447.4	5年4月
中播磨県民センター	5	132.4	6,327.0	6年7月
西播磨県民局	6	143.3	9,336.0	3年9月
但馬県民局	9	165.6	10,509.6	5年6月
丹波県民局	5	108.2	4,883.4	8年7月
淡路県民局	9	138.8	6,252.3	10年1月
全体	52	131.9	6,376.6	8年0月

（注）平均年間稼働日数及び平均年間走行距離については、1年間を通して保有していた車両を対象とし、経過年数1年未満の公用車（平成27年度に調達した車両）を除いて集計した。

県民局等で集中管理している公用車全体の平均年間稼働日数は131.9日であり、半数以上の県民局等において全地方機関の公用車の平均年間稼働日数136.0日（前記(3)参照）と同等か、これを上回る稼働状

況となっている。一方で、神戸県民センター、阪神南県民センター及び北播磨県民局において、平均年間稼働日数が100日未満（おおむね週2日未満の稼働日数）となっている。

(6) 公用車の台数見直し

現在、26年度から30年度までの取組として、公用車の台数見直しが行われている。その内容は表9のとおりで、5年間で、運転員が配置されていない乗用自動車及び貨物自動車（特定の用途のための車両を除く。）のうち、稼働日数が週2日に満たない車両（各事務所等の状況を勘案し配置が必要と認められるものを除く。）128台を減車する予定である（27年度までに46台について実施済み）。

表9 公用車の台数見直し状況〔平成28年9月末現在〕

区分	対象公用車数 A	見直し状況（平成26～30年度）						管理換等 C	見直し後の台数 A-B+C
		見直し 台数計 B	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (見込み)	29年度 (見込み)	30年度 (見込み)		
神戸県民センター	52	12	2	5	3	1	1	1	41
阪神南県民センター	42	5		1	1	2	1	2	39
阪神北県民局	76	8	1	4	2	1			68
東播磨県民局	73	6	1	1	3	1			67
北播磨県民局	107	13	1	3	5	3	1		94
中播磨県民センター	88	17	2	3	4	4	4		71
西播磨県民局	143	22	1	3	12	2	4	-2	119
但馬県民局	170	19	3	1	5	6	4	-4	147
丹波県民局	68	4		2	1	1		2	66
淡路県民局	93	12	4	4	3	1			81
県民局等計	912	118	15	27	39	22	15	-1	793
企画県民部	4								4
健康福祉部	52							3	55
産業労働部	12	3	2			1			9
農政環境部	66	7		2	3	1	1		59
県土整備部	4								4
県民局等に属しない地方機関計	138	10	2	2	3	2	1	3	131
合 計	1,050	128	17	29	42	24	16	2	924

（注）対象公用車数は、平成26年4月時点での対象公用車（運転員が配置されていない乗用自動車及び貨物自動車（特定の用途のための車両及び貸付けしている車両を除く。））の台数である。

表10は今回行政監査の調査対象とした公用車の維持管理費用を集計したものであるが、全体総額は約3億6,000万円であり、公用車の台数見直しでの減車対象（稼働日数が週2日に満たない車両）とおおむね重なる稼働日数100日未満の公用車に係る費用だけでも、6,300万円余り（全体の17.6%）となっている。このように公用車の保有には相当のコストがかかっていることを踏まえれば、全庁的に公用車の効率的な運用と適正配置を進めることが必要である。

表10 公用車の維持管理費用 [平成27~28年度]

区分	リース料	燃料費	修繕費	車検等維持費	合計
全 庁 合 計	円 159,502,343	円 117,887,393	円 42,609,125	円 39,548,734	円 359,547,595
稼働日数100日未満の公用車合計	25,723,943	11,703,693	10,142,054	15,828,149	63,397,839

(注) 1 貸付けしている車両を除いて、県が直接使用する公用車を対象に集計した。

2 稼働日数100日未満の公用車については、1年分のデータがない経過年数1年未満の公用車(平成27年度に調達した車両)を除いて集計した。

#### (7) 公用車（リース車両）のリース料

公用車のメンテナントリースには、①調達に係る費用負担の平準化、②車検・点検等の管理事務の省力化、③定期的な点検による安全性の向上といった効果が見込まれることから、22年度から、公用車の調達は原則メンテナントリースによることとされている。

リース契約は、多くの場合、当初の契約は長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年条例第10号)の運用基準に従い5年契約した上で、その後は2年又は1年の期間で再リースを繰り返す運用がなされている。

経過年数別の平均年間リース料の集計は、表11のとおりである（リース車両の台数が多い小型自動車と軽自動車について集計した。）。

表11 経過年数別平均年間リース料 [平成27年度]

区分	経過年数					
	5年未満	うち3年未満	うち3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上
小 型 自 動 車	円 261,921	円 261,465	円 262,346	円 198,109	円 181,987	円 238,464
軽 自 動 車	円 155,814	円 162,922	円 149,325	円 142,284	円 145,397	

(注) 1 1年間を通して保有していた車両を対象とし、経過年数1年未満の公用車（平成27年度に調達した車両）を除いて集計した。

2 價格帯の異なる電気自動車、圧縮天然ガス自動車を除いて集計した。

経過年数5年ごとのグループに分けた平均額でみた場合、再リースしても（5年経過以降）、小型自動車で30%程度、軽自動車で10%程度しかリース料が下がっておらず、再リースによるコスト削減効果は限定的であると考えられる。

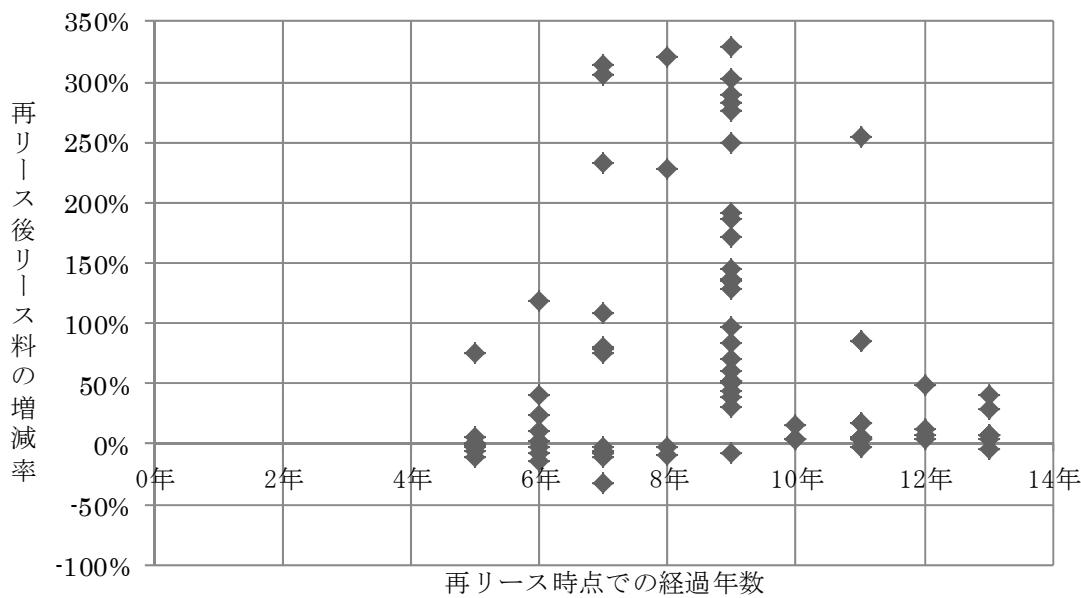
また、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局及び淡路県民局を対象に、27年度から現地調査実施時期までに再リースによってリース料額に変化のあったもの（計105台）を抽出して調査を行い、再リース後のリース料と従前のリース料の比較をとりまとめたものが表12、再リース時点での経過年数と再リース後リース料の増減率の分布をグラフにまとめたものが図1である。

表12 再リース時のリース料 [平成27~28年度]

抽出調査対象数	再リース後のリース料と従前のリース料との比較			
	10%以上50%未満の 減額となったもの	ほぼ変わらなかったもの (10%未満の増額・減額)	10%以上50%未満の 増額となったもの	50%以上の増額と なったもの
台 105	台 (%) 4 (3.8)	台 (%) 50 (47.6)	台 (%) 14 (13.3)	台 (%) 37 (35.2)

(注) 東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局及び淡路県民局の公用車で、本行政監査の事前調査票（調査対象平成27年度）と平成28年度の定期監査資料の比較でリース料額に変化のあったリース車両を対象として調査した（図1において同じ）。

図1 再リース時点での経過年数と再リース後リース料の増減率 [平成27~28年度]



個別の契約の抽出調査からみた場合、再リース後にリース料が減額となった事例は極めて少数（10%以上の減額は105件中4件（減額率約10%、11%、14%、32%）のみ）で、この点からも、再リースによるコスト削減効果は限定的であると考えられる。一方、リース料が増額となった事例が約半数となっている（表12）。特にリース料が従前より大きく増額する事例（50%以上の増。最大328.6%増）の多くが9年経過時点、次いで7年経過時点での再リースに集中していた（図1。なお、経過年数5年以上のリース車両の中には23年度に当時所有していた公用車をリースバックしたものが含まれているので、当初からのリース車両とリースバック車両では傾向が異なる可能性が考えられる。）。

再リースによるコスト削減効果は限定的で、また、再リース時にリース料が増額する事例が多いことからすれば、リース車両に関して、県有車両の更新基準（前記(2)参照）の11年（軽貨物自動車は10年）の年数基準を適用することの可否について検討の余地があると考えられる。また、リースの場合は、リースを継続する限りリース料がかからることから、走行距離の短い車両を長く乗り続けることにメリットがあるとも考えにくく、県有車両の走行距離に係る基準を適用することの可否についても検討の余地があると考えられる。

## 2 交通安全対策等について

### (1) 交通事故の発生状況

過去3か年（平成25～27年度）の公用車の交通事故の発生状況は、表13のとおりである。

表13 過去3か年の公用車の交通事故の発生状況

[平成25年度]

区分	件数		県有車両 の損傷金額	リース車両 の損傷金額	相手方への 弁償金額
	件	うち自損事故件数			
本 庁	6	4	63,000	122,387	0
地方機関	83	48	6,667,056	4,806,603	2,925,497
合 計	89	52	6,730,056	4,928,990	2,925,497

[平成26年度]

区分	件数		県有車両 の損傷金額	リース車両 の損傷金額	相手方への 弁償金額
		うち自損事故件数			
本 庁	件 7	件 5	円 19,440	円 621,506	円 231,004
地方機関	108	65	4,298,478	8,265,156	2,972,365
合 計	115	70	4,317,918	8,886,662	3,203,369

[平成27年度]

区分	件数		県有車両 の損傷金額	リース車両 の損傷金額	相手方への 弁償金額
		うち自損事故件数			
本 庁	件 6	件 2	円 69,973	円 391,339	円 51,265
地方機関	99	62	2,461,691	5,601,935	2,397,332
合 計	105	64	2,531,664	5,993,274	2,448,597

各年度の交通事故の発生状況は、25年度が89件、26年度が115件、27年度が105件となっており、依然として多くの事故が発生している。また、いずれの年度も自損事故が6割程度を占めている。

## (2) 公用車に係る亡失等報告書の提出状況

公用車を損傷したときに提出しなければならない「亡失等報告書」の過去3年間（25～27年度）の提出状況は、表14のとおりである。

なお、亡失等報告書は、財務規則（昭和39年規則第31号）に基づき、物品等を亡失し、又は損傷したときに提出が義務づけられているもので、亡失・損傷の原因は交通事故に限らず、例えば庁舎敷地内での自損事故においても提出を要することとなる。

表14 公用車に係る亡失等報告書の提出状況

[平成25年度]

区分	件数		合計損傷額	
		うち自損事故件数	円	うち自損事故金額
本 庁	件 6	件	円 403,316	円 0
地方機関	125	47	16,075,857	5,164,600
合 計	131	47	16,479,173	5,164,600

[平成26年度]

区分	件数		合計損傷額	
		うち自損事故件数	円	うち自損事故金額
本 庁	件 6	件	円 526,413	円 0
地方機関	218	56	23,812,747	4,748,240
合 計	224	56	24,339,160	4,748,240

[平成27年度]

区分	件数		合計損傷額	
	うち自損事故件数		うち自損事故金額	
	件	件	円	円
本 庁	7	2	533,132	266,954
地方機関	142	50	11,948,770	3,415,888
合 計	149	52	12,481,902	3,682,842

各年度の報告の状況は、25年度が131件、26年度が224件、27年度が149件となっている。

なお、26年度の件数が多くなっている主な原因は、自主点検等により亡失等報告書が提出されていない公用車の損傷が多数発見され、これらについて発見の時点で報告書が提出されたためである。これらは、損傷したとき使用者が直ちに亡失等報告書を提出しなかったために、損傷の発生時期や原因が不明となっている。

同様の事例（物品使用者が損傷したとき直ちに亡失等報告書を提出することを怠ったこと等のため、損傷の発生時期や原因が不明となっていたとして指摘事項となったもの）は、28年度の定期監査においても5機関、30台あった。所属職員に対し、公用車を損傷した場合には亡失等報告書を直ちに提出することが必要であることを周知徹底する必要がある。

### (3) 交通事故防止の取組状況

各所属における交通事故防止の取組状況は、表15のとおりである。

表15 各所属における交通事故防止の取組状況 [平成27年度]

取組内容	機関数
職場会議、職場研修等を通じて所属職員に対し安全運転に関する注意喚起を行った。	機関 29
県民局等管内を対象とする交通安全研修を実施した、又は所属職員に同研修を受講させた。	23
所属単位又は集合庁舎等単位での交通安全研修を実施した。	13
公用車内に交通安全標語の掲示等安全運転に関する注意喚起の掲示を行った。	6
庁内LANの県民局等掲示板に交通安全情報を掲載した。	5
駐車場内の柱に視認性向上のためのテープ、塗装等を設置する、駐車場出入口にミラーを設置する等の駐車場での事故対策を実施した。	5
安全運転管理者研修の内容を職場研修等で伝達した。	4

#### (その他の取組)

- ・県民局管内の運転に不慣れな職員等を対象に自動車教習所での運転技能講習会を実施した。（但馬県民局。なお、平成28年度から東播磨県民局も実施）
- ・県民センター内で起こった事故事例を課長会議で情報共有した。（中播磨県民センター（姫路県税事務所））
- ・自動車運転員交通安全研修を実施した。（企画県民部（管財課））
- ・庁内放送で安全運転について呼びかけを実施した。（東播磨県民局、北播磨県民局、丹波県民局）
- ・一部車両にバックモニターを導入した。（企画県民部（管財課）、但馬県民局（総務企画室）、東京事務所）
- ・一部車両（豊岡健康福祉事務所は全車両）にドライブレコーダーを設置した。（西播磨県民局（光都農林振興事務所）、但馬県民局（豊岡健康福祉事務所））
- ・全車両（加古川流域土地改良事務所は各課1台）にカーナビゲーションを設置した。（北播磨県民局（加古川流域土地改良事務所）、川西こども家庭センター）

- ・駐車場内に注意喚起の掲示、ステッカー等を設置した。(神戸県民センター(県民交流室)、但馬県民局(新温泉土木事務所))

等

(注) 複数回答あり

主なものは、「職場会議、職場研修等を通じて所属職員に対し安全運転に関する注意喚起を行った。」(29機関)、「県民局等管内を対象とする交通安全研修を実施した、又は所属職員に同研修を受講させた。」(23機関)などである。

また、「県民局管内の運転に不慣れな職員等を対象に自動車教習所での運転技能講習会を実施した。」、「県民センター内で起こった事故事例を課長会議で情報共有した。」、「一部車両にバックモニターを導入した。」といった独自の取組も行われていた。

このほか、28年度において、「一部の車両にバックモニターを試行的に導入した結果、事故防止に一定の効果があった」として、本庁及び県民局等の専任自動車運転員が配置される車両について、今後の更新時にバックモニターを標準装備とする方針が示されている。

#### (4) 安全運転管理者等の選任状況

道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3の規定により、一定台数以上の自動車を使用する者は、自動車の使用の本拠ごとに安全運転管理者及び副安全運転管理者を選任しなければならない。

各所属における安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任状況は、表16のとおりである。

表16 安全運転管理者等の選任状況 [平成28年度]

区分	選任条件に該当		選任条件に非該当	計
	選任	未選任		
安全運転管理者	箇所 92	箇所	箇所 54	箇所 146
副安全運転管理者	17		129	146

(注) 安全運転管理者は5台(乗車定員が11人以上の自動車にあっては1台)以上、副安全運転管理者は20台以上の自動車を当該使用の本拠において使用する場合に選任しなければならない。

安全運転管理者、副安全運転管理者とともに、適切に選任されている。

#### (5) 法定点検の実施状況

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第48条の規定により、自動車の種別、用途等に応じて定められた期間ごとに自動車を点検(車検整備以外の定期点検)しなければならないことになっているが、27年度におけるその実施状況は、表17のとおりである。

表17 法定点検の実施状況 [平成27年度]

区分	合計	対象車両数		平成27年度において未実施の点検がある車両数 B	実施率 1 - B / A
		A うち12か月ごとに 点検を行うもの	B うち3又は6か月ご とに点検を行うもの		
本 庁	台 43	台 37	台 6	台	% 100.0
地方機関	1,284	431	853	105	91.8
合 計	1,327	468	859	105	92.1

(注) 貸付けしている車両を除いて、県が直接使用する公用車を対象に集計した。

法定点検未実施車両数105台は、全て県有車両である。リース車両については契約に基づきリース会社が法定点検を実施するため、法定点検が未実施となる可能性は極めて低く、メンテナンスリースは、法

定点検の実施漏れを防止するとともに、職員の管理事務軽減が図られるという意味でもメリットがあるといえる。

なお、上記表17には含まれないが、貸付けしている車両で、貸付先団体において法定点検を実施することとなっているものについても、貸付先団体が法定点検を実施していないものがあった。

#### (6) 任意保険の加入状況

任意保険は、交通事故による損害の賠償のほか、示談交渉等の事務を軽減し、早期の解決を図ることを目的として加入している。

22年度から毎年度、企画県民部（管財課）において一般競争入札により業者を選定の上協定書を締結し、各部ごとに一括して加入手続がなされている。当該任意保険の補償内容は表18のとおりであり、その加入状況は表19のとおりである。

表18 任意保険の補償内容 [平成27年度]

項目	内容
対人賠償保険	1,000万円
対物賠償保険	100万円（免責3万円）
特約その他	対人・対物とも、示談交渉サービス付き 年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を従業員（公務中のみ）に限定する。 自損事故、無保険車傷害保険、対人臨時費用、運転者（兵庫県職員。以下同じ。） が無免許の状態、運転者が酒酔い時や麻薬、大麻等の影響で正常運転ができない状 態については不担保

表19 任意保険の加入状況 [平成28年3月末現在]

部局名	加入台数	年間保険料
企画県民部	217	739,880 円
健康福祉部	237	682,620
産業労働部	11	41,010
農政環境部	401	1,375,720
県土整備部	430	1,607,080
合 計	1,296	4,446,310

(注) 1 平成27年度末時点での加入台数と、同年度中の台数の異動を反映した年間保険料の精算確定額を集計した。

2 県民局等及び県民局等に属さない地方機関分を含めて本府各部において契約しているため、部局ごとに集計した。

3 関係団体等に貸付けしている車両は県で任意保険に加入していない等のため、加入台数は保有台数と一致しない。

28年3月末現在の加入台数は合計1,296台、年間保険料は4,446,310円である。27年度の交通事故に対し支払われた任意保険の保険金は合計2,140,329円（16件）である。

### 3 低公害車の導入状況等について

#### (1) 低公害車の導入状況

低公害車の導入状況は、表20のとおりである。

表20 低公害車の導入状況 [平成28年3月末現在]

区分	電気自動車	ハイブリッド自動車	圧縮天然ガス自動車	合計
本 庁	台 1	台 21	台 0	台 22
地方機関	5	52	5	62
合 計	6	73	5	84

(注) 貸付けしている車両を含め、県が所有・リースする全ての公用車を対象に集計した。

本県では、大気環境の改善、環境負荷の低減及び地球温暖化の防止を図るため、公用車を導入する場合は原則低公害車を導入することとし、燃料電池自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、圧縮天然ガス自動車及び低燃費かつ低排出ガス認定車を低公害車として位置づけている。監査対象である平成27年度末現在の公用車では、これらのうち、電気自動車、ハイブリッド自動車、圧縮天然ガス自動車及び低燃費かつ低排出ガス認定車を保有している。

低燃費かつ低排出ガス認定車については、順次基準がより厳しいものへと改正されてきており、適用される基準の時点によって該当範囲が変わることから、表20においては、基準改正にかかわらず低公害車である電気自動車、ハイブリッド自動車、圧縮天然ガス自動車の導入状況をとりまとめた。

なお、上記のほか、29年3月に、新たな低公害車として、燃料電池自動車1台が導入されている。

## (2) 低公害車の導入手続等

公用車の導入に当たっては原則低公害車とすることとされ、低公害車を導入する場合はその種類を、やむを得ず低公害車以外を導入する場合はその理由等を明記の上、農政環境部（水大気課）にあらかじめ導入協議を行うこととなっている。低燃費かつ低排出ガス認定車については、基準の改正により該当範囲が変わり注意を要することから、引き続き適正な実施が必要である。

なお、圧縮天然ガス自動車については、燃料の補給等に難があり、過去の定期監査において、使用状況が極めて低調で使用実績に対して保有コストが見合わないものが見受けられた。経過年数が長くなつたこともあり廃車が進んだ結果、現存しているものは5台のみとなっている。また、過去の定期監査では、圧縮天然ガス自動車の廃車後、数百万円をかけて導入された昇圧供給装置（天然ガスを充填するための装置）が使用されることなく設置され続けていた事例も報告されていた。導入に当たっては、環境への配慮は重要であるものの、公用車としての使用に支障がないかどうかを含めて車種の検討が必要であると考えられる。

## 4 事務処理上の不備について

調査を行う中で、次のような事務処理上の不備が見受けられた。

### (1) 公用車の処分決定等に係る手続

廃車・更新対象となる公用車について、自動車検査証の有効期間の満了日を大幅に超えた後になって処分決定を行い、売払い又は廃棄処分を行っている事例が見受けられた。

(但馬県民局、丹波県民局)

### (2) E T C カードの管理

使用の前日からE T C カードを公用車に搭載したままとしたり、昼休みに一旦車庫に入れて公用車から離れた際にも搭載したままとしたりする等、E T C カードを無人の公用車に搭載したままとしている事例が見受けられた。いざれも公用車に施錠はされているものの、中には、常時公用車に搭載したままとしている事例もあった。

(中播磨県民センター、西播磨県民局)

### (3) 亡失等報告書の提出

使用中の物品を損傷したときは、物品使用者は直ちに亡失等報告書を提出しなければならないとされているが、公用車の損傷について、亡失等報告書の提出がなされていないものがあった(5機関、7台)。

(阪神北県民局、東播磨県民局、西播磨県民局、県立農林水産技術総合センター、森林動物研究センタ

一)

(4) 法定点検の実施

道路運送車両法に基づく定期点検について、貨物自動車の6か月点検を中心に、受検を失念する等により実施していない事例が見受けられた（9機関、105台）。

（阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局、食肉衛生検査センター、県立淡路景観園芸学校）

(5) 任意保険の加入手続

公用車の任意保険について、毎年度、各部ごとに一括して加入手続がなされているが（前記2(6)参照）、年度途中での公用車の調達に伴い必要となる加入、変更等の手続が適時になされておらず、任意保険のない状態で運行されている事例が、少なくとも84件あった（企画県民部10件、健康福祉部25件、農政環境部22件及び県土整備部27件。産業労働部は、年度途中で手続を要する公用車がなかった。）。

（企画県民部、健康福祉部、農政環境部、県土整備部）

**第3 意見（留意・改善・要望事項）****1 公用車の適正配置について**

本県の公用車全体の平均年間稼働日数は136.0日、平均年間走行距離は8,205.0kmであり、過去に実施された他県の同テーマの行政監査結果における使用状況と比較すれば、決して多いとはいえない状況となっている（前記第2の1(3)参照）。

公用車の保有には相当のコストがかかっていることを踏まえれば、適正配置と効率的な運用が必要である。

現在、平成26年度から30年度までの取組として公用車の台数見直しが行われており（前記第2の1(6)参照）、その着実な実施を図られたい。

今後は、所属内の配置単位の見直し、試行的な減車と随時の配置など、柔軟な運用により公用車の適正配置に引き続き努められたい。

（企画県民部、健康福祉部、産業労働部、農政環境部、国土整備部、各県民局等）

**2 県民局等集中管理車両の活用について**

県民局等の公用車の集中管理については、平成20年2月の監査報告書において公用車の相互利用の促進による効率的な活用を要望したこと等を契機に、22年度から各県民局等で実施されている。

これら集中管理車両の平均年間稼働日数は、22年度当時は全体で60.5日（ただし、東日本大震災の復旧支援で被災地に無償貸与した期間があり1年を通して使用できなかった車両がある。）であったが、27年度では131.9日に改善されている。

しかしながら、2県民センター・1県民局では、集中管理車両の平均年間稼働日数が100日未満と、稼働状況が低調となっている（前記第2の1(5)参照）。各事務所の状況を踏まえ、減車も含めて効率的な運用に努められたい。

（神戸県民センター、阪神南県民センター、北播磨県民局）

**3 リース車両の更新基準について**

公用車の調達は、現在、原則的にメンテナンスリースによることとされているが、更新基準は購入の場合の更新基準がそのまま適用されている（前記第2の1(2)参照）。当初のリース契約（5年）経過後、更新基準を満たすまでは2年又は1年の期間で再リースを繰り返す運用がなされており、一部には、更新基準を超えてリースされている事例も見受けられた。

一方、経過年数別の平均リース料額で見ると、再リースによるリース料のコスト削減効果は限定的であった。また、個別の契約を見た場合、再リース時にリース料が増額する事例が多数見受けられた（前記第2の1(7)参照）。

経過年数の長い車両を更新できずに新車とそれほど変わらないリース料を支払い続けたり、再リースを継続するうちにリース料が増額するような事例が見受けられ、リースのメリットを生かせていないと考えられる。

公用車のリースについては、効率的なリース期間の設定や更新基準の見直しを検討されたい。

（企画県民部）

**4 交通事故の防止について**

全ての監査対象機関で交通安全研修等の取組がなされていたが、前記第2の2(1)のとおり交通事故が発生している現状に鑑み、より一層ソフト・ハード両面での取組が急務である。事故の事例研究や運転技能講習を含む交通安全研修の実施、駐車場の環境整備、バックモニター、衝突被害軽減ブレーキ、衝突警報装置の導入等を必要に応じて実施し、交通安全対策の実効性を高められたい。

**5 亡失等報告書の提出について**

公用車の損傷について、亡失等報告書が提出されていない事例が見受けられた（前記第2の4(3)参照）。所属長は、自らの管理責任を十分に認識するとともに、所属職員に対し、公用車を損傷した場合には亡失等報告書を直ちに提出することが必要であることを周知徹底されたい。また、目視による車体点検を適切に行うことにより損傷の即時把握に努めるなど、公用車の適正な管理を徹底されたい。

(阪神北県民局、東播磨県民局、西播磨県民局、県立農林水産技術総合センター、森林動物研究センター)

#### 6 法定点検の実施について

道路運送車両法に基づく定期点検を実施していない事例（9機関、105台）が見受けられた（前記第2の2(5)、4(4)参照）。安全の確保はもちろん、法令を遵守すべき地方公共団体としても問題がある。

法定点検の対象車両及び実施時期のチェックリストを作成して定期的に確認すること等により、法定点検を確実に実施されたい。

(阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局、食肉衛生検査センター、県立淡路景観園芸学校)

なお、貸付けしている車両で、貸付先団体において法定点検を実施することとなっているものについても、貸付先団体が法定点検を実施していないものがあった。所管の機関にあっては、貸付先団体への指導を徹底されたい。

(農政環境部、県土整備部、神戸県民センター、北播磨県民局、中播磨県民センター、淡路県民局)

#### 7 任意保険の加入手続について

公用車の任意保険について、毎年度、各部ごとに一括して加入手続がなされているが、年度途中での公用車の調達に係る加入、変更等の手続が適時になされておらず、任意保険のない状態で運行されている事例が多数見られた（前記第2の2(6)、4(5)参照）。任意保険のない状態で事故が発生した場合、任意保険による補償や示談交渉のサービスが受けられず、制度を導入した趣旨が生かされないこととなる。

担当部署間の連絡の仕組みを構築すること等により、漏れのないように徹底されたい。

(企画県民部、健康福祉部、農政環境部、県土整備部)

## 資料編 (表1~4 本庁・県民局等・県民局等に属さない地方機関別詳細)

表1-1 [詳細] 公用車の保有状況(貸付車両を含む。) [平成28年3月末現在]  
(1/3:全体)

部局等名		普通自動車				小型自動車			軽自動車			特種用途自動車	特殊自動車	合計
		乗用	貨物	乗合	小計	乗用	貨物	小計	乗用	貨物	小計			
本庁	企画県民部	台 21	台 2	台 23	台 18	台 8	台 26	台 2	台 2	台 2	台 3	台 54		
	健康福祉部	2		2	2	2	4		1	1	12			19
	産業労働部			1	1		3	3	1		1			5
	農政環境部	1	1		2	3	9	12		15	15			29
	国土整備部		1		1		1	1		1	1	5	1	9
小計		24	2	3	29	23	23	46	1	19	20	20	1	116
県民局等	神戸県民センター				3	30	33	2	15	17	4			54
	阪神南県民センター	4	1		5	6	32	38	4	4	8	8		59
	阪神北県民局	3			3	4	47	51	19	12	31	13		98
	東播磨県民局	5	1		6	4	42	46	20	12	32	11		95
	北播磨県民局	3	1		4	6	67	73	18	23	41	15		133
	中播磨県民センター	2	1		3	8	56	64	9	17	26	15		108
	西播磨県民局	2	2		4	10	83	93	22	27	49	28	2	176
	但馬県民局		2		2	11	114	125	17	33	50	44	64	285
	丹波県民局	2			2	6	44	50	9	15	24	15		91
	淡路県民局	1	1		2	5	53	58	12	29	41	12		113
小計		22	9		31	63	568	631	132	187	319	165	66	1,212
県民局等に属さない地方機関	企画県民部	1	1	1	3	1	2	3		1	1	6		13
	健康福祉部					7	24	31	18	9	27	9		67
	産業労働部					4	6	10						10
	農政環境部	1	4	2	7		71	71		3	3	1		82
	国土整備部	1	1	3	5		2	2		1	1			8
小計		3	6	6	15	12	105	117	18	14	32	16		180
合計		49	17	9	75	98	696	794	151	220	371	201	67	1,508

(注) 貸付けしている車両を含め、県が所有・リースする全ての公用車を対象に集計した。

(2/3:県有車両のみ)

部局等名		普通自動車				小型自動車			軽自動車			特種用途自動車	特殊自動車	合計
		乗用	貨物	乗合	小計	乗用	貨物	小計	乗用	貨物	小計			
本庁	企画県民部	台 5	台 2	台 7	台 6	台 1	台 7	台 2	台 2	台 2	台 2	台 18		
	健康福祉部											12		12
	産業労働部			1	1		3	3	1		1			5
	農政環境部		1		1		4	4		5	5			10
	国土整備部		1		1		1	1		1	1	4	1	8
小計		5	2	3	10	6	9	15	1	8	9	18	1	53
県民局等	神戸県民センター					17	17			10	10	4		31
	阪神南県民センター	4	1		5	3	23	26	3	1	4	8		43
	阪神北県民局	1			1	1	21	22	7	5	12	11		46
	東播磨県民局	4	1		5		33	33	7	4	11	11		60
	北播磨県民局	2	1		3	1	30	31	1	10	11	15		60
	中播磨県民センター	1		1	2	28	30	2	4	6	11			48
	西播磨県民局	1	2		3		32	32	1	11	12	23	2	72
	但馬県民局		2		2	1	45	46	2	6	8	41	64	161
	丹波県民局	1			1		24	24	2	2	4	14		43
	淡路県民局		1		1	1	25	26	1	8	9	11		47
小計		13	9		22	9	278	287	26	61	87	149	66	611
県民局等に属さない地方機関	企画県民部		1	1	2	1	1	2		1	1	6		11
	健康福祉部					5	5			9	9	9		23
	産業労働部					3	3	6						6
	農政環境部		4		4		16	16				1		21
	国土整備部		1	2	3					1	1			4
小計			6	3	9	4	25	29		11	11	16		65
合計		18	17	6	41	19	312	331	27	80	107	183	67	729

(注) 「(1/3:全体)」のうち県が所有している公用車について集計した。

(3／3：リース車両のみ)

部局等名		普通自動車				小型自動車			軽自動車			特種用途 自動車	特殊 自動車	合計
		乗用	貨物	乗合	小計	乗用	貨物	小計	乗用	貨物	小計			
本庁	企画県民部	台 16	台	台	台 16	台 12	台 7	台 19	台	台	台	台 1	台	台 36
	健康福祉部	2			2	2	2	4		1	1			7
	産業労働部													
	農政環境部	1			1	3	5	8		10	10			19
	県土整備部											1		1
小計		19			19	17	14	31		11	11	2		63
県民局等	神戸県民センター					3	13	16	2	5	7			23
	阪神南県民センター					3	9	12	1	3	4			16
	阪神北県民局	2			2	3	26	29	12	7	19	2		52
	東播磨県民局	1			1	4	9	13	13	8	21			35
	北播磨県民局	1			1	5	37	42	17	13	30			73
	中播磨県民センター	2			2	6	28	34	7	13	20	4		60
	西播磨県民局	1			1	10	51	61	21	16	37	5		104
	但馬県民局				10	69	79	15	27	42	3			124
	丹波県民局	1			1	6	20	26	7	13	20	1		48
	淡路県民局	1			1	4	28	32	11	21	32	1		66
小計		9			9	54	290	344	106	126	232	16		601
県民局等 に属さな い地方機 関	企画県民部	1			1		1	1						2
	健康福祉部					7	19	26	18		18			44
	産業労働部					1	3	4						4
	農政環境部	1		2	3		55	55		3	3			61
	県土整備部	1		1	2		2	2						4
小計		3		3	6	8	80	88	18	3	21			115
合計		31		3	34	79	384	463	124	140	264	18		779

(注) 「(1／3：全体)」のうちリースしている公用車について集計した。

表1－2 [詳細] 公用車の保有状況（貸付車両を除く。）[平成28年3月末現在]  
 (1/3 : 全体)

部局等名		普通自動車				小型自動車			軽自動車			特種用途自動車	特殊自動車	合計
		乗用	貨物	乗合	小計	乗用	貨物	小計	乗用	貨物	小計			
本庁	企画県民部	台 16	台 16	台 16	台 16	台 13	台 1	台 14	台 1	台 1	台 1	台 3	台 34	台 34
	健康福祉部	1			1								1	1
	産業労働部													
	農政環境部	1			1	3	1	4		2	2		7	7
	県土整備部											1	1	1
小計		18			18	16	2	18		3	3	4		43
県民局等	神戸県民センター					3	30	33	2	14	16	4		53
	阪神南県民センター	4	1		5	4	32	36	4	4	8	8		57
	阪神北県民局	3			3	4	45	49	19	10	29	13		94
	東播磨県民局	5	1		6	4	41	45	19	11	30	11		92
	北播磨県民局	3	1		4	6	64	70	18	19	37	15		126
	中播磨県民センター	2	1		3	6	56	62	9	16	25	15		105
	西播磨県民局	2	1		3	10	82	92	22	26	48	21	1	165
	但馬県民局		2		2	11	114	125	17	33	50	29	11	217
	丹波県民局	2			2	6	44	50	9	15	24	15		91
	淡路県民局	1	1		2	5	50	55	12	24	36	12		105
小計		22	8		30	59	558	617	131	172	303	143	12	1,105
県民局等に属さない地方機関	企画県民部	1	1	1	3	1	2	3		1	1	6		13
	健康福祉部					7	24	31	18	9	27	9		67
	産業労働部					4	6	10						10
	農政環境部	1	4	2	7		70	70		3	3	1		81
	県土整備部	1	1	3	5		2	2		1	1			8
小計		3	6	6	15	12	104	116	18	14	32	16		179
合計		43	14	6	63	87	664	751	149	189	338	163	12	1,327

(注) 表1－1 [詳細] の「(1/3 : 全体)」から貸付けしている車両を除いて、県が直接使用する公用車を対象に集計した。

(2/3 : 県有車両のみ)

部局等名		普通自動車				小型自動車			軽自動車			特種用途自動車	特殊自動車	合計
		乗用	貨物	乗合	小計	乗用	貨物	小計	乗用	貨物	小計			
本庁	企画県民部	台 3	台 3	台 3	台 3	台 2	台 2	台 2	台 1	台 1	台 2	台 2	台 8	台 8
	健康福祉部													
	産業労働部													
	農政環境部													
	県土整備部													
小計		3			3	2		2		1	1	2		8
県民局等	神戸県民センター					17	17		9	9	4			30
	阪神南県民センター	4	1		5	1	23	24	3	1	4	8		41
	阪神北県民局	1			1	1	19	20	7	4	11	11		43
	東播磨県民局	4	1		5		32	32	6	3	9	11		57
	北播磨県民局	2	1		3	1	27	28	1	6	7	15		53
	中播磨県民センター		1		1		28	28	2	3	5	11		45
	西播磨県民局	1	1		2		31	31	1	10	11	16	1	61
	但馬県民局		2		2	1	45	46	2	6	8	27	11	94
	丹波県民局	1			1		24	24	2	2	4	14		43
	淡路県民局		1		1	1	22	23	1	5	6	11		41
小計		13	8		21	5	268	273	25	49	74	128	12	508
県民局等に属さない地方機関	企画県民部		1	1	2	1	1	2		1	1	6		11
	健康福祉部					5	5		9	9	9			23
	産業労働部					3	3	6						6
	農政環境部	4		4		15	15					1		20
	県土整備部	1	2	3					1	1				4
小計			6	3	9	4	24	28		11	11	16		64
合計		16	14	3	33	11	292	303	25	61	86	146	12	580

(注) 「(1/3 : 全体)」のうち県が所有している公用車について集計した。

(3／3：リース車両のみ)

部局等名		普通自動車				小型自動車			軽自動車			特種用途 自動車	特殊 自動車	合計
		乗用	貨物	乗合	小計	乗用	貨物	小計	乗用	貨物	小計			
本庁	企画県民部	台	台	台	13	11	1	12	台	台	台	1	台	台
	健康福祉部	1			1									1
	産業労働部													
	農政環境部	1			1	3	1	4		2	2			7
	県土整備部											1		1
小計		15			15	14	2	16		2	2	2		35
県民局等	神戸県民センター					3	13	16	2	5	7			23
	阪神南県民センター					3	9	12	1	3	4			16
	阪神北県民局	2			2	3	26	29	12	6	18	2		51
	東播磨県民局	1			1	4	9	13	13	8	21			35
	北播磨県民局	1			1	5	37	42	17	13	30			73
	中播磨県民センター	2			2	6	28	34	7	13	20	4		60
	西播磨県民局	1			1	10	51	61	21	16	37	5		104
	但馬県民局				10	69	79	15	27	42	2			123
	丹波県民局	1			1	6	20	26	7	13	20	1		48
	淡路県民局	1			1	4	28	32	11	19	30	1		64
小計		9			9	54	290	344	106	123	229	15		597
県民局等 に属さな い地方機 関	企画県民部	1			1		1	1						2
	健康福祉部					7	19	26	18		18			44
	産業労働部					1	3	4						4
	農政環境部	1		2	3		55	55		3	3			61
	県土整備部	1		1	2		2	2						4
小計		3		3	6	8	80	88	18	3	21			115
合計		27		3	30	76	372	448	124	128	252	17		747

(注) 「(1／3：全体)」のうちリースしている公用車について集計した。

表2 [詳細] 公用車の経過年数 [平成28年3月末現在]  
(1/3 : 全体)

部局等名		5年未満	うち3年未満	うち3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上	合計	平均 経過年数
本庁	企画県民部	台(%)	台(%)	台(%)	台(%)	台(%)	台(%)	台	7年6月
	健康福祉部	27(50.0)	10(18.5)	17(31.5)	9(16.7)	11(20.4)	7(13.0)	54	7年6月
	産業労働部	3(15.8)	2(10.5)	1(5.3)	5(26.3)	11(57.9)		19	8年8月
	農政環境部					1(20.0)	4(80.0)	5	18年10月
	県土整備部					5(17.2)	3(10.3)	29	8年1月
小計		42(36.2)	18(15.5)	24(20.7)	24(20.7)	30(25.9)	20(17.2)	116	8年11月
県民局等	神戸県民センター	14(25.9)	8(14.8)	6(11.1)	18(33.3)	20(37.0)	2(3.7)	54	8年4月
	阪神南県民センター	8(13.6)	5(8.5)	3(5.1)	13(22.0)	31(52.5)	7(11.9)	59	10年5月
	阪神北県民局	29(29.6)	17(17.3)	12(12.2)	26(26.5)	32(32.7)	11(11.2)	98	9年0月
	東播磨県民局	25(26.3)	16(16.8)	9(9.5)	18(18.9)	32(33.7)	20(21.1)	95	10年2月
	北播磨県民局	51(38.3)	33(24.8)	18(13.5)	44(33.1)	24(18.0)	14(10.5)	133	7年3月
	中播磨県民センター	44(40.7)	20(18.5)	24(22.2)	35(32.4)	18(16.7)	11(10.2)	108	7年5月
	西播磨県民局	90(51.1)	47(26.7)	43(24.4)	57(32.4)	18(10.2)	11(6.3)	176	5年10月
	但馬県民局	131(46.0)	74(26.0)	57(20.0)	91(31.9)	53(18.6)	10(3.5)	285	6年3月
	丹波県民局	34(37.4)	20(22.0)	14(15.4)	28(30.8)	16(17.6)	13(14.3)	91	7年8月
	淡路県民局	34(30.1)	22(19.5)	12(10.6)	20(17.7)	53(46.9)	6(5.3)	113	8年3月
小計		460(38.0)	262(21.6)	198(16.3)	350(28.9)	297(24.5)	105(8.7)	1,212	7年6月
県民局等 に属さない 地方機 関	企画県民部	3(23.1)	2(15.4)	1(7.7)		3(23.1)	7(53.8)	13	13年3月
	健康福祉部	42(62.7)	32(47.8)	10(14.9)	10(14.9)	8(11.9)	7(10.4)	67	5年8月
	産業労働部	4(40.0)	1(10.0)	3(30.0)		2(20.0)	4(40.0)	10	11年5月
	農政環境部	34(41.5)	25(30.5)	9(11.0)	26(31.7)	11(13.4)	11(13.4)	82	7年8月
	県土整備部	1(12.5)		1(12.5)	4(50.0)		3(37.5)	8	10年7月
小計		84(46.7)	60(33.3)	24(13.3)	40(22.2)	24(13.3)	32(17.8)	180	7年8月
合計		586(38.9)	340(22.5)	246(16.3)	414(27.5)	351(23.3)	157(10.4)	1,508	7年8月

(注) 1 貸付けしている車両を含め、県が所有・リースする全ての公用車を対象に集計した。

2 括弧書には、当該区分に該当する公用車の構成比を記載した。

3 構成比は、端数計算の関係で、合計が100%とならない場合がある。

(2/3 : 県有車両のみ)

部局等名		5年未満	うち3年未満	うち3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上	合計	平均 経過年数
本庁	企画県民部	台(%)	台(%)	台(%)	台(%)	台(%)	台(%)	台	13年4月
	健康福祉部	3(25.0)	2(16.7)	1(8.3)	4(33.3)	5(41.7)		12	7年6月
	産業労働部					1(20.0)	4(80.0)	5	18年10月
	農政環境部				5(50.0)	2(20.0)	3(30.0)	10	14年3月
	県土整備部					2(25.0)	6(75.0)	8	16年4月
小計		3(5.7)	2(3.8)	1(1.9)	14(26.4)	16(30.2)	20(37.7)	53	13年2月
県民局等	神戸県民センター				12(38.7)	17(54.8)	2(6.5)	31	11年0月
	阪神南県民センター	4(9.3)	1(2.3)	3(7.0)	6(14.0)	26(60.5)	7(16.3)	43	11年8月
	阪神北県民局	5(10.9)	2(4.3)	3(6.5)	12(26.1)	18(39.1)	11(23.9)	46	12年0月
	東播磨県民局	7(11.7)	5(8.3)	2(3.3)	9(15.0)	24(40.0)	20(33.3)	60	12年8月
	北播磨県民局	7(11.7)	4(6.7)	3(5.0)	25(41.7)	14(23.3)	14(23.3)	60	10年4月
	中播磨県民センター	6(12.5)	2(4.2)	4(8.3)	18(37.5)	13(27.1)	11(22.9)	48	10年9月
	西播磨県民局	17(23.6)	9(12.5)	8(11.1)	31(43.1)	13(18.1)	11(15.3)	72	8年9月
	但馬県民局	59(36.6)	32(19.9)	27(16.8)	53(32.9)	39(24.2)	10(6.2)	161	7年4月
	丹波県民局	8(18.6)	4(9.3)	4(9.3)	12(27.9)	12(27.9)	11(25.6)	43	10年8月
	淡路県民局	3(6.4)	1(2.1)	2(4.3)	12(25.5)	26(55.3)	6(12.8)	47	10年11月
小計		116(19.0)	60(9.8)	56(9.2)	190(31.1)	202(33.1)	103(16.9)	611	9年11月
県民局等 に属さない 地方機 関	企画県民部	2(18.2)	1(9.1)	1(9.1)		2(18.2)	7(63.6)	11	14年8月
	健康福祉部	13(56.5)	9(39.1)	4(17.4)		3(13.0)	7(30.4)	23	8年3月
	産業労働部					2(33.3)	4(66.7)	6	16年6月
	農政環境部				4(19.0)	7(33.3)	10(47.6)	21	15年2月
	県土整備部				1(25.0)		3(75.0)	4	14年4月
小計		15(23.1)	10(15.4)	5(7.7)	5(7.7)	14(21.5)	31(47.7)	65	12年8月
合計		134(18.4)	72(9.9)	62(8.5)	209(28.7)	232(31.8)	154(21.1)	729	10年5月

(注) 「(1/3 : 全体)」のうち県が所有している公用車について集計した。

(3／3：リース車両のみ)

部局等名		5年未満	うち3年未満	うち3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上	合計	平均 経過年数
本庁	企画県民部	台 (%) 27 (75.0)	台 (%) 10 (27.8)	台 (%) 17 (47.2)	台 (%) 4 (11.1)	台 (%) 5 (13.9)	台 (%)	36	4年7月
	健康福祉部				1 (14.3)	6 (85.7)		7	10年8月
	産業労働部								
	農政環境部	11 (57.9)	6 (31.6)	5 (26.3)	5 (26.3)	3 (15.8)		19	4年10月
	県土整備部	1 (100.0)		1 (100.0)				1	3年4月
小計		39 (61.9)	16 (25.4)	23 (36.5)	10 (15.9)	14 (22.2)		63	5年4月
県民局等	神戸県民センター	14 (60.9)	8 (34.8)	6 (26.1)	6 (26.1)	3 (13.0)		23	4年10月
	阪神南県民センター	4 (25.0)	4 (25.0)		7 (43.8)	5 (31.3)		16	7年2月
	阪神北県民局	24 (46.2)	15 (28.8)	9 (17.3)	14 (26.9)	14 (26.9)		52	6年5月
	東播磨県民局	18 (51.4)	11 (31.4)	7 (20.0)	9 (25.7)	8 (22.9)		35	5年10月
	北播磨県民局	44 (60.3)	29 (39.7)	15 (20.5)	19 (26.0)	10 (13.7)		73	4年9月
	中播磨県民センター	38 (63.3)	18 (30.0)	20 (33.3)	17 (28.3)	5 (8.3)		60	4年9月
	西播磨県民局	73 (70.2)	38 (36.5)	35 (33.7)	26 (25.0)	5 (4.8)		104	3年9月
	但馬県民局	72 (58.1)	42 (33.9)	30 (24.2)	38 (30.6)	14 (11.3)		124	4年10月
	丹波県民局	26 (54.2)	16 (33.3)	10 (20.8)	16 (33.3)	4 (8.3)	2 (4.2)	48	5年0月
	淡路県民局	31 (47.0)	21 (31.8)	10 (15.2)	8 (12.1)	27 (40.9)		66	6年4月
小計		344 (57.2)	202 (33.6)	142 (23.6)	160 (26.6)	95 (15.8)	2 (0.3)	601	5年1月
県民局等 に属さない 地方機 関	企画県民部	1 (50.0)	1 (50.0)			1 (50.0)		2	5年4月
	健康福祉部	29 (65.9)	23 (52.3)	6 (13.6)	10 (22.7)	5 (11.4)		44	4年4月
	産業労働部	4 (100.0)	1 (25.0)	3 (75.0)				4	3年11月
	農政環境部	34 (55.7)	25 (41.0)	9 (14.8)	22 (36.1)	4 (6.6)	1 (1.6)	61	5年2月
	県土整備部	1 (25.0)		1 (25.0)	3 (75.0)			4	6年10月
小計		69 (60.0)	50 (43.5)	19 (16.5)	35 (30.4)	10 (8.7)	1 (0.9)	115	4年10月
合計		452 (58.0)	268 (34.4)	184 (23.6)	205 (26.3)	119 (15.3)	3 (0.4)	779	5年1月

(注) 「(1／3：全体)」のうちリースしている公用車について集計した。

表3 [詳細] 公用車の年間稼働日数 [平成27年度]

部局等名		50日未満	50日以上 100日未満	100日以上 150日未満	150日以上 200日未満	200日以上	合計	平均年間 稼働日数
本庁	企画県民部	台 (%) 4 (11.8)	台 (%) 5 (14.7)	台 (%) 3 (8.8)	台 (%) 13 (38.2)	台 (%) 9 (26.5)	台 34	日 155.2
	健康福祉部	1 (100.0)					1	24.0
	産業労働部							
	農政環境部	1 (14.3)		1 (14.3)	5 (71.4)		7	166.0
	県土整備部			1 (100.0)			1	108.0
小計		6 (14.0)	5 (11.6)	5 (11.6)	18 (41.9)	9 (20.9)	43	152.4
県民局等	神戸県民センター	3 (5.7)	17 (32.1)	21 (39.6)	9 (17.0)	3 (5.7)	53	120.9
	阪神南県民センター	6 (10.5)	11 (19.3)	19 (33.3)	14 (24.6)	7 (12.3)	57	133.5
	阪神北県民局	3 (3.2)	24 (25.5)	25 (26.6)	31 (33.0)	11 (11.7)	94	137.5
	東播磨県民局	8 (8.7)	15 (16.3)	26 (28.3)	29 (31.5)	14 (15.2)	92	149.7
	北播磨県民局	17 (13.5)	16 (12.7)	48 (38.1)	29 (23.0)	16 (12.7)	126	137.8
	中播磨県民センター	9 (8.6)	26 (24.8)	31 (29.5)	19 (18.1)	20 (19.0)	105	136.4
	西播磨県民局	25 (15.2)	34 (20.6)	46 (27.9)	35 (21.2)	25 (15.2)	165	135.9
	但馬県民局	34 (15.7)	30 (13.8)	75 (34.6)	53 (24.4)	25 (11.5)	217	132.2
	丹波県民局	13 (14.3)	13 (14.3)	24 (26.4)	32 (35.2)	9 (9.9)	91	141.8
	淡路県民局	12 (11.4)	12 (11.4)	34 (32.4)	35 (33.3)	12 (11.4)	105	145.0
小計		130 (11.8)	198 (17.9)	349 (31.6)	286 (25.9)	142 (12.9)	1,105	137.2
県民局等 に属さない 地方機 関	企画県民部	7 (53.8)	4 (30.8)	1 (7.7)		1 (7.7)	13	61.8
	健康福祉部	8 (11.9)	11 (16.4)	13 (19.4)	18 (26.9)	17 (25.4)	67	149.9
	産業労働部	2 (20.0)	2 (20.0)	4 (40.0)		2 (20.0)	10	106.5
	農政環境部	13 (16.0)	26 (32.1)	26 (32.1)	15 (18.5)	1 (1.2)	81	108.0
	県土整備部		2 (25.0)	1 (12.5)	1 (12.5)	4 (50.0)	8	182.8
小計		30 (16.8)	45 (25.1)	45 (25.1)	34 (19.0)	25 (14.0)	179	124.2
合計		166 (12.5)	248 (18.7)	399 (30.1)	338 (25.5)	176 (13.3)	1,327	136.0

- (注) 1 貸付けしている車両を除いて、県が直接使用する公用車を対象に集計した。このため、用途上使用日数が少ない除雪車等の特殊自動車等の大部分は除かれている。
- 2 括弧書には、当該区分に該当する公用車の構成比を記載した。
- 3 構成比は、端数計算の関係で、合計が100%とならない場合がある。
- 4 平均年間稼働日数は、1年間を通して保有していた車両を対象とし、経過年数1年未満の公用車(平成27年度に調達した車両)を除いて集計した。

表4 [詳細] 公用車の年間走行距離 [平成27年度]

部局等名		1千km未満	1千km以上 5千km未満	5千km以上 1万km未満	1万km以上 2万km未満	2万km以上 3万km未満	3万km以上	合計	平均年間 走行距離
本庁	企画県民部	台(%)	台(%)	台(%)	台(%)	台(%)	台(%)	台	km
	企画県民部	3 (8.8)	5 (14.7)	4 (11.8)	18 (52.9)	4 (11.8)		34	13,062.5
	健康福祉部	1 (100.0)						1	29.0
	産業労働部								
	農政環境部		1 (14.3)		4 (57.1)	2 (28.6)		7	16,291.2
県民局等	県土整備部				1 (100.0)			1	12,616.0
	小計	4 (9.3)	6 (14.0)	4 (9.3)	23 (53.5)	6 (14.0)		43	13,206.2
	神戸県民センター	2 (3.8)	25 (47.2)	22 (41.5)	4 (7.5)			53	5,458.0
	阪神南県民センター	5 (8.8)	39 (68.4)	9 (15.8)		4 (7.0)		57	4,949.7
	阪神北県民局	3 (3.2)	46 (48.9)	28 (29.8)	12 (12.8)	2 (2.1)	3 (3.2)	94	7,024.4
県民局等	東播磨県民局	4 (4.3)	54 (58.7)	27 (29.3)	2 (2.2)	4 (4.3)	1 (1.1)	92	6,033.6
	北播磨県民局	9 (7.1)	41 (32.5)	53 (42.1)	16 (12.7)		7 (5.6)	126	8,210.2
	中播磨県民センター	3 (2.9)	40 (38.1)	44 (41.9)	11 (10.5)	2 (1.9)	5 (4.8)	105	7,696.5
	西播磨県民局	11 (6.7)	48 (29.1)	68 (41.2)	29 (17.6)	2 (1.2)	7 (4.2)	165	9,186.2
	但馬県民局	24 (11.1)	48 (22.1)	91 (41.9)	39 (18.0)	3 (1.4)	12 (5.5)	217	9,308.0
県民局等 に属さない 地方機 関	丹波県民局	4 (4.4)	28 (30.8)	33 (36.3)	21 (23.1)	1 (1.1)	4 (4.4)	91	8,945.2
	淡路県民局	7 (6.7)	35 (33.3)	49 (46.7)	9 (8.6)	1 (1.0)	4 (3.8)	105	7,808.4
	小計	72 (6.5)	404 (36.6)	424 (38.4)	143 (12.9)	19 (1.7)	43 (3.9)	1,105	7,920.5
	企画県民部	6 (46.2)	6 (46.2)	1 (7.7)				13	2,112.0
	健康福祉部	5 (7.5)	15 (22.4)	20 (29.9)	22 (32.8)	5 (7.5)		67	9,845.4
県民局等 に属さない 地方機 関	産業労働部		4 (40.0)	5 (50.0)	1 (10.0)			10	4,942.6
	農政環境部	1 (1.2)	25 (30.9)	30 (37.0)	22 (27.2)	2 (2.5)	1 (1.2)	81	8,569.9
	県土整備部		2 (25.0)	1 (12.5)	4 (50.0)		1 (12.5)	8	15,410.1
	小計	12 (6.7)	52 (29.1)	57 (31.8)	49 (27.4)	7 (3.9)	2 (1.1)	179	8,719.5
	合計	88 (6.6)	462 (34.8)	485 (36.5)	215 (16.2)	32 (2.4)	45 (3.4)	1,327	8,205.0

- (注) 1 貸付けしている車両を除いて、県が直接使用する公用車を対象に集計した。
- 2 括弧書には、当該区分に該当する公用車の構成比を記載した。
- 3 構成比は、端数計算の関係で、合計が100%とならない場合がある。
- 4 平均年間走行距離は、1年間を通して保有していた車両を対象とし、経過年数1年未満の公用車(平成27年度に調達した車両)を除いて集計した。